

入札説明書

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体
実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環境省

はじめに

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 白石 隆夫

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務[総合評価落札方式]

(2) 特質等

別添2の仕様書による

(3) 納入期限等

令和6年3月29日

(4) 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室

(5) 入札方法

本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、開札時までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。

(5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添3の提案書作成・審査要領に基づき、別添4の提案書作成様式を踏まえて提案書を作成し、7(1)の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館25階
環境省大臣官房地域政策課予算決算係
電話 03-5521-8232 内線 7251

(2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

6. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い環境省入札心得に定める様式5による質問書を提出すること。

ア. 提出期限 令和5年6月7日（水）17時00分まで

持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時から13時は除く）とする。

イ. 提出場所 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 中央合同庁舎第5号館25階

電話 03-5521-8234

電子メール CHIIKI_SEISAKU@env.go.jp （担当：杉崎）

ウ. 提出方法 持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出した場合、提出した旨をイ. 提出場所の連絡先へ電話により連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和5年6月12日（月）17時までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>委託業務「入札公告（役務）」>「本件」の「入札公告」の下段に掲載する。

7. 提案書等の提出期限及び提出場所等

別添4の表紙及び提案書の提出にあわせて、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを提出すること。なお、電子入札をする予定の者は、10.(2)ア.のとおり、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査通知書を電子調達システムへ証明書として(1)提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和5年6月19日（月）17時00分まで

持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時から13時は除く）とする。

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）すること（提

出期限必着）。郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。

イ. 提出場所 6. (1) イの場所

ウ. 部数 別添4の表紙及びその写し 各1部

提案書 4部

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し 1部

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、

DVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2、又は

電子調達システム上※3で提出すること。

電子メールで提出した場合、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

※3 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子メールの場合：CHIIKI_SEISAKU@env.go.jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：6. (1) イの場所

電子調達システムの場合：電子調達システム上

(4) 留意事項

理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8. 提案書の審査

提出された提案書は、別添5の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、環境省において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

9. 提案書に関するヒアリングの日時及び場所

ヒアリングは行わない。

10. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和5年6月29日（木）15時30分

場所 環境省第5会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館25階）

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

入札書を(1)の日時までに電子調達システムにより提出するものとする。

電子調達システムで入札をする者については、同システムにより、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書をPDF化し、証明書として7.(1)の日時まで

に提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和5年6月28日（水）17時までに6.（1）イの場所へ持参、郵送又は電子メール（chiiki_keiyaku@env.go.jp）により提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを（1）の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、郵送、電子メール等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

11. 落札者の決定方法

次の各要件を満たす入札者のうち、別添3の提案書作成・審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ. 提案書が、別添5の評価基準表に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の評価基準をすべて満たしていること。

12. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、提案書には、誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。

また、書面により入札する場合は、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとし、電子調達システムにより入札した場合には、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

13. その他

（1）提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

（2）落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

（3）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに政府調達システム（GEPS）

ホームページで公表するものとする。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(5) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、落札決定日とする。

(6) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、提案書の提出時に添付した際には、この限りではない。

(7) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システムホームページアドレス (<https://www.geps.go.jp/>)

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）受付時間 平日 8時30分～18時30分

◎添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書
- ・別添3 提案書作成・審査要領
- ・別添4 提案書作成様式
- ・別添5 評価基準表
- ・別添6 環境マネジメントシステム認証制度の例

(別紙)

環 境 省 入 札 心 得 (物品役務 総合評価落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官殿と記載）及び「令和5年6月29日開札〔令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを持参しなければならない。

また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならぬ。

8. 代理人の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務

2 入札金額 : 金 円

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先
部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に関する調査・支援委託業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先
部署名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者 氏名

代理 人 住 所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る
調査・支援委託業務の入札に関する一切の件

担当者連絡先
部署名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

様式 4

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 5 年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先
部 署 名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

様式 5

質問書

業務名	令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務	
会社名		
住所		
担当者	部署名：	氏名：
担当者連絡先	T E L :	
	E-m a i l :	
質問事項		

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式 6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務に係る個人情報の管理について

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : _____ E-mail : _____		

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : _____ E-mail : _____		

体制

3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するに当たり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5. その他

担当者等連絡先
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

(再委任等を申請する場合)
様式 7

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名：令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務
- 2 契約金額：
- 3 再委任等を行う業務の範囲：
- 4 再委任等を行う業務に係る経費：
- 5 再委任等を必要とする理由：
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式8

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務における再委任等業務に係る個人情報の管理について

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委任等を行う業務の範囲

2. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。※社内規程等あれば添付

3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

体制

4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L :

E-mail :

(別添1)

委託契約書

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 白石 隆夫（以下「甲」という。）は、〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕（以下「乙」という。）と令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を行うものとする。

（委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和6年3月29日

納入場所 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の制限）

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

（検査）

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以

内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第7条第2項の委託業務精算報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。

3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間に内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算する。

(不正等行為に対する措置)

第15条 甲は、乙が競争的研究資金に係る研究活動における不正行為への対応指針（平成18年11月30日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、総合環境政策局及び地球環境局決定）に定める不正行為又は環境省の所管する競争的研究資金における不正使用及び不正受給に係る研究費の執行停止、応募資格の制限及び研究費の返還等に関する規程（平成17年3月22日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、総合環境政策局及び地球環境局決定）に定める不正使用若しくは不正受給に該当する行為（以下「不正等行為」という。）をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部調査を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときには、その内部調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、不正等行為の有無を確認するため、前項の報告の内容を精査するに当たり、必要と認めるときは、乙に通告の上、乙の施設等に立ち入り、調査（以下「立入調査」という。）をすることができる。
- 4 甲は、第2項による報告が著しく遅滞している場合など、特に必要があると認めるときは、前三項の規定にかかわらず、内部調査を経ずに立入調査をすることができる。
- 5 甲は、乙の不正等行為の事実が確認できたときは、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、乙に請求することができる。
- 6 甲は、乙の不正等行為の事実が確認できたときは、氏名及び当該事実の内容を公表することができる。
- 7 甲は、前各項のほか、契約の適正化を図るための必要な措置を講じることができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
 - 二 乙が第5条、第25条又は第25条の2若しくは第31条の規定に違反したとき。
 - 三 乙が前条に規定する不正等行為をした事実が確認できたとき。
 - 四 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 履行期限内に報告書の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど

しているとき。

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

(再受任者等に関する契約解除)

- 第17条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第16条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第18条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（一部を解除した場合においては解除した金額）の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 甲が第16条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 六 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当

該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

七 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項に該当する場合を除き、乙は、第15条第5項の規定により既に支払った委託費の全部又は一部の返還を請求された場合は、返還金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、前二項のほか、乙がこの契約に違反したことが確認されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を上限とした違約金を、乙に請求することができる。

4 前各項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を、損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第19条 甲は、第16条又は第17条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（延滞金）

第20条 乙は、第15条第5項、第16条第4項若しくは第23条の規定による委託費の返還又は第18条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（表明確約）

第21条 乙は、第16条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第22条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

（担保責任）

第23条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に契約の内容に適合しないも

のであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った委託費の一部を返還させることができるものとする。

(著作権等の継承)

第24条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了とともに甲が継承するものとする。

(秘密の保全)

第25条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(個人情報の取扱い)

第25条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならぬ。

ればならない。

- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（再委託等契約内容の制限）

第26条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条と同様の規定を定めなければならない。

（帳簿等）

第27条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（委託業務の調査）

第28条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(財産の管理)

- 第29条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産（以下「取得財産」という。）の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。
- 4 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

- 第30条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第31条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第32条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住 所 東京都千代田区霞が関 1-2-2
氏 名 支出負担行為担当官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 白石 隆夫 印

乙 住 所
氏 名 印

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る 調査・支援委託業務仕様書

1. 件名

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務

2. 業務の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条に基づき、地方公共団体は、地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、温暖化対策に取り組むものとされている。

温対法に基づき、都道府県・市町村は実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策やその実施に関する目標について定めることとされている。これに加え、市町村は、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域などの地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（以下「促進区域等」という。）を定めるよう努めることとされている。また、都道府県は、市町村が促進区域を設定する際の、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための基準（以下「都道府県基準」という。）を定めることができるとされている。環境省では、令和4年度に、これらの内容等を踏まえ、国による技術的助言として作成している地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）の改定を行った。

本業務では、地方公共団体が地方公共団体実行計画を策定するうえで参考となるよう、マニュアル等の記載内容の拡充や情報の整備等を行う。また、実行計画における温室効果ガス総排出量の算定方法について定める地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温対法施行令」という。）第三条の改正に向けた調査・整理を行う。さらに、実行計画策定のための支援ツール（「都道府県別及び市町村別の二酸化炭素排出量の現況推計」、「運輸部門（自動車）CO₂排出量推計データ」、「自治体排出量カルテ」）の更新・改修等を実施する。

3. 業務の内容

本業務の目的を達成するために、以下の業務を行うものとする。なお、業務の実施に当たっては、各業務間の関連性を十分に意識して、計画的及び効率的な実施に心がけるとともに、環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室担当官（以下「環境省担当官」という。）と十分に協議を行うものとする。

本業務の遂行に当たっては、必要に応じて有識者（大学教授級を想定）や地方公共団体（課長級を想定）に対してヒアリングを行う。ヒアリング対象者は受託者において候補を提案し、環境省担当官と協議の上、決定する。なお対象者1名当たり2時間程度とし、謝金は有識者等1人に対して1時間当たり7,900円（所得税を含む）、地方公共団体に対して1時間当たり6,100円（所得税を含む）を支給するものとする。

（1）マニュアル改定案等の検討

ア. 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（以下「マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」という。）等の記載事項の拡充に係る検討

関係法令や現在のマニュアル（地域脱炭素化促進事業編）における記載事項、その他環境省担当官が提供する資料等を踏まえつつ、以下の事項に関して、地方公共団体や国の関係機関が地域脱炭素化促進事業に関する制度の運用を円滑に行うに当たって更に検討すべき事項について調査・整理し、資料作成を行うこと。その際、地域脱炭素化促進事業に関する制度における関係許可等の手続きの特例の対象となる法律、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。以下「農山漁村再エネ法」という。）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）等の運用を参考にすること。

さらに、環境省担当官と協議のうえ、必要に応じて、知見を有する有識者や、地方公共団体に対してヒアリング（3回程度）を行うこと。ヒアリングは、原則 WEB 開催とし、資料作成、議事運営、議事録作成等もあわせて行うこと。

- ① 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項に関する具体的な設定手法に関すること（とりわけ、地域脱炭素化促進事業の目標や地域の脱炭素化のための取組に関する記載の充実）、具体例等の追加
- ② 地域脱炭素化促進事業計画の申請及び認定に当たり事業者や地方公共団体が使用可能な参考様式等の充実
- ③ 都道府県基準の策定状況や地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定状況についての情報整理

イ. 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（以下「マニュアル（区域施策編）」という。）における算定手法、目標設定手法等の更新検討

マニュアル（区域施策編）における温室効果ガス排出量等の算定手法や総量削減目標の設定手法について、地球温暖化対策推進法の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」という。）の現状、環境省が提供するシステム（再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS : Renewable Energy Potential System））、国の温室効果ガスインベントリの現状、近年の地方公共団体・事業者の取組の実態等を踏まえ、主に以下の①及び②に関する事項について、マニュアル（区域施策編）に反映するための検討を実施する。

なお、環境省担当官と協議の上、環境省の補助事業である「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」における地方公共団体の取組状況も活用するとともに、知見を有する有識者や、地方公共団体に対して必要に応じてヒアリング（10 回程度）を実施すること。ヒアリングは、原則 WEB 開催とし、資料作成、議事運営、議事録作成等もあ

わせて行うこと。

①J-クレジット等排出量取引の温室効果ガス排出量への反映方法の検討

- ・国における他制度等の状況調査（国の温室効果ガスインベントリ、NDCにおける排出量取引の考え方の確認・整理、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における取扱い等）
- ・自治体の「J-クレジットの活用状況」、「温室効果ガス排出量への反映状況」、「自治体独自のクレジット制度の実施状況」の調査
- ・区域施策編における温室効果ガス排出量への適正な反映方法の検討、方法ごとのメリット・デメリットの整理、その他の環境価値の取引（非化石証書、グリーン電力証書等）の整理
- ・その他文献調査等

②令和4年度にて実施された温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の改正内容のマニュアルへの反映

その際には、環境省にて令和5年度に別途実施される温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度算定マニュアルの改正内容や、「令和4年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務」における検討内容も参考にすること。

ウ．地方公共団体の温室効果ガス排出量の算定方法に関する検討

地方公共団体は、実行計画（事務事業編）の策定が義務づけられており、温室効果ガスの総排出量を算定する必要がある。実行計画（事務事業編）における温室効果ガス総排出量の算定対象は、温対法施行令第三条に定められているところであるが、近年の動向等を踏まえつつ同制度の妥当性について検討する。その際、近年の地方公共団体における温室効果ガスの排出実態や取組のほか、国の温室効果ガスインベントリ、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の算定項目や排出係数等を調査、整理すること。なお、調査結果は別途資料として取りまとめるこことし、必要に応じて、知見を有する有識者や、地方公共団体に対して有識者ヒアリング（5回程度）を実施し、ヒアリング結果を加味して整理する。ヒアリングは、原則WEB開催とし、資料作成、議事運営、議事録作成等もあわせて行うこと。

エ．地方自治体による地域脱炭素施策の策定・実行の促進

実行計画（区域施策編）の策定が、中核市未満の地方自治体においても努力義務となつたが、特に小規模な地方公共団体においては、計画策定を行う人材・体制が不足している。こうした状況も踏まえ、地方公共団体において、具体的な脱炭素施策の実施につながる、実効的な計画策定を促進するための方策を検討する。具体的には、小規模な地方公共団体において、区域において取り組むことが考えられる脱炭素施策、当該施策の費用対効果・難易度・検討手順・実現方法、地方自治体の優良事例等を整理する。また、当該施策の検討やその示し方の参考となる、既存のマ

ニュアル・ガイドライン等の有無についても整理する。その上で、現行の地方公共団体実行計画マニュアル（区域施策編）等への反映方法について検討する。

オ. マニュアル改定案等の資料作成

ア. からエ. の結果を踏まえ、マニュアル改定案を作成すること。改定に当たっては、地球温暖化対策に係る専門的知見が必ずしも十分でない地方公共団体職員が利用することを念頭に、平易な文章や用語、図表の活用、用語集の添付などによる読みやすさの確保に十分配意するとともに、概念や考え方を示すなど工夫すること。なお、情勢の変化を踏まえ追加調査等の継続的検討が必要な事項については、翌年度以降のマニュアルに反映することができるよう、当該事項について環境省担当官と協議のうえ、本委託契約期間内において可能である範囲で調査・分析を実施し別途整理するものとする。また、必要に応じて改訂案に対する意見を地方公共団体や有識者、業界団体から聴取（3回程度）し、反映させること。

（2）都道府県別及び市町村別の二酸化炭素排出量の現況推計

区域施策編マニュアル算定手法編に示された温室効果ガス排出量の算定手法（マニュアル（区域施策編）において「標準的手法」として位置づけられた手法を想定。）に基づき、都道府県別及び市町村別の現況の二酸化炭素排出量を推計する。その際、近年の「総合エネルギー統計」や「都道府県別エネルギー消費統計」の変更・修正を踏まえること。推計の対象は、部門別のエネルギー起源 CO₂ 及び一般廃棄物からの非エネルギー起源 CO₂ とする。

また、標準的手法で地方公共団体が現況推計を行う場合に必要な統計データにつき、最新のデータの所在等を確認してリストを更新する。

さらに、現状環境省が公表している現況推計はエネ起 CO₂ と非エネ起の廃棄物分野にとどまっているため、他の分野（メタン、非エネ起の工業分野、代替フロンなど）についても全国一律で推計を行うべく調査を実施すること。

（3）「運輸部門（自動車）CO₂ 排出量推計データ」の更新及び修正等

ア. 「運輸部門（自動車）CO₂ 排出量推計データ」の更新及び修正

「運輸部門（自動車）CO₂ 排出量推計データ」について、道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法に基づき、令和4年度分の推計を行う。ただし、調査検討の結果、修正に当たって道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法に基づく、推計値を算出するためのデータの差し替えなどにとどまらず、推計手法自体の見直しが必要と判断される場合においては環境省担当官と協議のうえで調査検討結果をとりまとめ、解決策を提案することとする。

なお、既存の「運輸部門（自動車）CO₂ 排出量推計データ」については、下記の環境省HPから閲覧できる。

○運輸部門（自動車）CO₂ 排出量推計データ

http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/car.html

イ. 市区町村別車両保有台数の精査

平成 30 年度以前の市区町村車両保有台数について、合併前の自治体名で登録されている車両分も含めて集計されているのかを確認し、必要に応じて再集計する。

ウ. EV の普及状況を考慮した推計方法の検討

EV の普及状況を考慮した CO₂ 排出量を推計できるように、「運輸部門（自動車）CO₂ 排出量推計データ」の改良を行う。

(4) 「自治体排出量カルテ」の活用促進のためのデータ更新、改修

ア. 「自治体排出量カルテ」の更新

自治体排出量カルテの部門別温室効果ガス排出量等の情報について、下記①及び②のとおり、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等を通じて得られるデータや、各種の統計データ等を収集・分析することにより更新する。

- ① 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により特定排出者から報告された温室効果ガス排出量データを開示請求等により入手し、直近年度における地方公共団体別の温室効果ガス排出量を部門別に集計し、リストを作成する。なお、リストは環境省が運営する「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」（以下「支援サイト」という。）にて公表するものとする。
- ② 地方公共団体別・部門別の温室効果ガス排出量に対する①で集計した排出量のカバー率等を取りまとめる。

○地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

イ. 「自治体排出量カルテ」の活用促進のためのデータの改修

支援サイトに掲載されている「自治体排出量カルテ」について、地方公共団体が区域内の排出量を把握し分析するツールとして活用し、支援サイト上でデータを特定しやすく、かつ、扱いやすくするため、環境省担当官と協議しながら適宜改修を行う。さらに、自治体排出量カルテにおける過年度情報の記載量増加を加味した、フォーマットの見直しを検討する。

ウ. 自治体排出量カルテの拡張検討

（2）における現況推計対象分野の拡張検討結果を踏まえ、必要に応じて有識者や、地方公共団体に対してヒアリング（3回程度）を行いつつ、自治体排出量カルテにその結果を反映する。

(5) エネルギー消費量データの整理及び地方公共団体への提供方法の検討

都道府県・市町村別のエネルギー消費量データ（系統から供給された電力、都市ガスに限る）については、一般送配電事業者、一般ガス導管事業者の協力を得て、国が中心となり、地方公共団体に提供する枠組みを構築することとされている（令和3年度「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」とりまとめ）。

これを踏まえ、実行計画（区域施策編）の策定や進捗管理のため、当該データを必要とする都道府県・市町村へのデータ提供に向けて、「令和4年度地域の脱炭素化

を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務」の内容を基に、主に以下のア.からエ.について実施する。なお、実施にあたっては環境省担当官と協議の上、決定するものとするとともに、必要に応じて地方公共団体や有識者、業界団体から意見を聴取（3回程度）し、反映させること。

- ア. 「令和4年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務」における検討結果を参考に、都道府県・市町村別の電力・都市ガス消費量データの部門別按分推計手法を検討し、検討結果を踏まえて、地方自治体へ提供可能な形で推計を実施する。按分手法の検討に当たっては、必要に応じて、入手可能な自治体における、部門別の実データとの比較・精度検証を実施する。
- イ. 都道府県・市町村別の電力の平均的な排出係数の算定を実施する。
- ウ. ア. 及びイ. により算定したデータ・電力の逆潮流データ等のとりまとめを行い、市場競争への影響等にも配慮した、データ公表のあり方や地方公共団体への提供方法を検討する。あわせて、とりまとめたデータに異常値や入力漏れがないかのチェックも行う。
- エ. 「令和4年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務」における検討結果を参考に、ア. からウ. に関して、データの内容（按分推計方法を含む）や活用方法（実行計画の現況推計等）についてまとめた、地方公共団体職員向けのガイダンス資料を作成する。

（6）地方公共団体との意見交換会等の設置・運営

地方公共団体における地球温暖化対策に係る地方公共団体との意見交換会等を設置・運営すること。意見交換会は、原則として非公開とする。

- ① 参集する地方公共団体
参集する地方公共団体は環境省担当官と協議のうえ決定すること。
- ② 開催回数・場所
開催回数は2回程度、WEB開催とする。利用するWEB会議システムは環境省担当官と協議のうえ選定する。必要に応じて事務局のみ東京23区内の会議室等に参集（日帰り（全国平均））した上で開催する。
- ③ 作業内容
日程調整、資料作成、参集する地方公共団体への事前説明・調整、傍聴者等の受付、議事運営、議事録作成、議事概要作成、その他運営に付随する業務（必要に応じて、会場の確保及び設営撤収・資料印刷を含む）。資料作成には、情報収集・資料の分析も含む。また、資料案一式は参集する地方公共団体への事前説明日に対して十分に余裕を持って環境省担当官に提出し、その確認を受けることとする。
- ④ その他
意見交換会等の議事運営、資料の内容、取りまとめ方法等の詳細については、環境省担当官と協議の上、決定するものとすること。

(7) 次年度以降に向けた提言等

次年度以降において、本業務と同様の業務が実施される場合を想定し、ゼロカーボンシティの実現に資する実行計画の策定・実施の促進の在り方全般（本業務において実施した事項やその方法を含む。）にわたる課題や解決方策等を整理した提言を令和6年2月までに行う。

また、地方における地球温暖化対策をより実効的なものとするために必要かつ有効な情報・知見を地方公共団体や地球温暖化対策に関わるステークホルダー等に向けて効果的に発信し、理解の増進・定着を図る方策について、（1）～（6）の業務の実績を踏まえて令和6年2月までに検討・提言する。

(8) 打合せ等の実施、記録等

（1）～（7）の業務の実施に当たっては、環境省担当官等との打合せ・協議等（必要に応じ、開催地を管轄する環境省地方環境事務所の職員を交える場合がある。）を実施するとともに、その実施後2営業日以内に議事録を作成して、関係者に回付し、その確認を取る。

なお、受託者は、共同実施者がいる場合は共同実施者との打合せ・調整等を適宜実施し、共同実施者が行う業務の内容や進行等について管理・監督の上、本業務全体の円滑な進行管理に務め、環境省担当官に適宜報告する。

また、本業務の開始に先立って、業務計画書を環境省に提出し、環境省担当官と具体的な業務の実施内容やスケジュール等について協議するとともに、必要に応じて隨時その内容を更新する。

(9) 報告書の作成

（1）～（8）で行った業務の内容や成果等を報告書として取りまとめ、環境省に提出する。報告書の素案は、業務内容が完了した項目ごとに順次提出することとし（各業務完了後1ヶ月以内）、全体の素案は令和6年2月2日（金）までに提出すること（業務を完了していない項目は除く。）。

(10) 資料作成上の留意点

上記業務（ただし、業務（8）打合せ等の実施、記録等を除く。）に際して作成する資料・WEBサイト用データについては、校正担当を置くことにより、その記述（文章・データ）の正確さ及び平明さ並びに表記（英数字の半角・全角の別や文字の下付等を含む。）の統一性・正確性の確保に万全を期すこと（本文のみならず、図表や注釈における記述についても同様とする）。なお、再委託による成果物についても同様に万全を期すこと。

加えて、以下の点を徹底すること。ただし、環境省担当官が特に指定した場合は、この限りでない。

ア. 法令や行政に関する専門的な用語・概念の表記・用法については、原則として、最も関係の深い法令（地球温暖化対策推進法等）、行政計画（温対計画や実行計画等）及び国が公表する白書（環境白書等）における用例によること。

- イ. 法令等（国の法律・政令・省令・告示・通達及び地方公共団体の条例・条例規則）について記述・引用する際は、最新の改正状況を確認の上、当該法令等の条項に基づき、内容・表記ともに正確に行うこと。また、法令等の概要（例えば、制度の特長・スキーム）を記述する際は、当該法令等を所管する行政機関の公表資料等に基づき、内容・表記ともに正確に行うこと。
- ウ. 一般的な用語の表記・用法については、原則として、『最新公用文用字用語例集 改訂常用漢字対応』（ぎょうせい公用文研究会編）の用例によること。

4. 業務履行期限

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

5. 成果物

（1）報告書等

ア. 紙媒体：

上記3.（9）にて作成する「業務報告書」：各5部（A4版、各300頁程度）

イ. 電子媒体：

上記ア. の電子データ及び必要なデータを格納した電子媒体（DVD-R等）：8式

※なお、上記の紙媒体及び電子媒体の仕様及び記載事項は、別添によること。

（2）提出場所

環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室

6. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）受託者が、本業務において自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権等は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権等は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （5）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくよう留意するものとする。
- （6）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

- 受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。
- (1) 受託者は、業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
 - (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
 - (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
 - (5) 受託者は、業務の終了時に本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（総務省）及び国際規格である ISO/IEC 40500:2012 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「WEB サイトガイド」「WEB サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」に基づくこと。

また、上記各ガイドラインは以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

(参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」

<http://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考) WEB サイトガイドブック

<https://cio.go.jp/guides#sonota>

(参考) WEB サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/1011_WEB_guidelin

e.pdf

(4) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>

(5) 本事業の遂行に当たって、各地域特性や専門性等を考慮し、業務の効率性や確実性の確保の観点から必要と認められる場合においては、環境省担当官の承認を得て、業務の一部を他の事業者に再委託（外注）することができるものとする。なお、再委託（外注）により実施する場合であっても、活動団体、再委託先との緊密な連携を確保するとともに、進捗状況を環境省担当官に随時報告を行うこと。

(6) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和4年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務」及び過年度に作成した支援サイト掲載用コンテンツデータを、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、閲覧できない場合がある。

連絡先：環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 杉崎
(TEL:03-5521-8234)

(7) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

(8) 本業務の遂行に当たって必要な資料は、下記ホームページにおいて閲覧可能である。

○地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

○地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果

<http://www.env.go.jp/earth/dantai/index.html>

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL から

- ダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。
- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る
調査・支援委託業務に関する提案書作成・審査要領

環境省

本書は、令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務に関する提案書の評価基準表」（以下「評価基準表」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2 業務の実施方法			
	2.1 仕様書3(1)アの業務内容		地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項に関する具体的な設定手法及び地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する参考様式等の充実を図るためにマニュアル（促進事業編）の改定方針や、地方公共団体の取組状況の整理について、留意するポイント等を具体的に提案すること。
	2.2 仕様書3(1)イの業務内容		主にJ-クレジット等排出量取引の温室効果ガス排出量への反映方法や温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の改正内容を中心として、マニュアル（区域施策編）の改定方針について、留意するポイント等を具体的に提案すること。
	2.3 仕様書3(1)ウの業務内容		温対法施行令第三条の改正に関する検討について、留意するポイント等を具体的に提案すること。
	2.4 仕様書3(1)エの業務内容		どのように地方自治体による地域脱炭素施策の策定・実行の促進について整理し、マニュアル（区域施策編）等へ反映するのかについて、留意するポイント等を具体的

		に提案すること。
2.5 仕様書3(1)才の業務内容		マニュアル改正案等の作成における方針について留意するポイント等を具体的に提案すること。
2.6 仕様書3(2)(3)(4)の業務内容		「都道府県別及び市町村別の二酸化炭素排出量の現況推計」、「運輸部門（自動車）CO ₂ 排出量推計データの令和4年度分の推計等」、および「自治体排出量カルテ」の活用促進のためのデータ修正・更新に係る方針について、留意するポイント等を具体的に提案すること。
2.7 仕様書3(5)の業務内容		エネルギー消費量データの整理及び地方公共団体への提供方法の検討について、留意するポイント等を具体的に提案すること。
2.8 仕様書3(6)の業務内容		地方公共団体との意見交換会の設置・運営について、留意するポイント等を具体的に提案すること。
2.9 追加的業務の提案		本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。
3 業務の実施計画		仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。
4 業務の実施体制		
4.1 執行体制、役割分担等		業務の実施体制について、業務内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定業務従事者の氏名を記載し、選任した理由を併せて記載すること。 また、共同事業実施や再委託等の体制を予定している場合には、具体的な体制、役割分担等を記載すること。”
4.2 従事者の実績、能力、資格等		業務に従事する者の類似業務（地方公共団体実行計画に関する業務、環境に配慮した再エネ導入に係る合意形成に関する業務、再エネに係るゾーニング等に関する業務）の実績、本業務に關係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5 組織の実績		過去に類似業務（地方公共団体実行計画に関する業務、環境に配慮した再エネ導入に係る合意形成に関する業務、再エネに係るゾーニング等に関する業務）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	<p>事業者の経営における事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。</p>
7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。</p> <p>ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>
8 企業等の賃上げの実施	
8.1 事業年度（又は暦年）における賃上げ	<p>賃上げの実施を表明した企業等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。”

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。

このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。

2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「企業等の賃上げの実施」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。

3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかつたとみなすことがある。

4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提出方法の詳細は、入札説明書による。

書面により提出する場合、提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を4部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

II 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2) によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予定価格の範囲内であること。

②「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点=技術点+価格点

技術点=基礎点+加点（満点200点）

※技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点=100×(1-入札価格÷予定価格)

※価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

①配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀：5点、

優：4点、

良：3点、

準良：2点、

可：1点、

不可：0点、

の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

②基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。

2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・
支援委託業務に関する提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

担当者連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に 係る調査・支援委託業務に関する提案書

提案書作成責任者

(株) ○○ △部×課 ○○○
電話番号、メールアドレス

はじめに

本書は、令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に
係る調査・支援委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うもの
である。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画
書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(※) A4版2枚以内とする。

2. 業務の実施方法

2. 1 仕様書3(1)アの業務内容

(作成注)

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項に関する具体的な設定手法及び地
域脱炭素化促進事業計画の認定に関する参考様式等の充実を図るためにマニュ
アル（促進事業編）の改定方針や、地方公共団体の取組状況の整理について、
留意するポイント等を具体的に提案すること。

(※) A4版4枚以内とする。

2. 2 仕様書3（1）イの業務内容

（作成注）

主にJ-クレジット等排出量取引の温室効果ガス排出量への反映方法や温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の改正内容を中心として、マニュアル（区域施策編）の改定方針について、留意するポイント等を具体的に提案すること。

（※）A4版3枚以内とする。

2. 3 仕様書3（1）ウの業務内容

（作成注）

温対法施行令第三条の改正に関する検討について、留意するポイント等を具体的に提案すること。

（※）A4版2枚以内とする。複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとする。

2. 4 仕様書3（1）エの業務内容

（作成注）

どのように地方自治体による地域脱炭素施策の策定・実行の促進について整理し、マニュアル（区域施策編）等へ反映するのかについて、留意するポイント等を具体的に提案すること。

（※）A4版2枚以内とする。

2. 5 仕様書3（1）オの業務内容

（作成注）

マニュアル改正案等の作成における方針について留意するポイント等を具体的に提案すること。

（※）A4版2枚以内。

2. 6 仕様書3（2）（3）（4）の業務内容

（作成注）

「都道府県別及び市町村別の二酸化炭素排出量の現況推計」、「運輸部門（自動車）CO₂排出量推計データの令和4年度分の推計等」、および「自治体排出量カルテ」の活用促進のためのデータ修正・更新に係る方針について、留意するポイント等を具体的に提案すること。

（※）A4版2枚以内。

2. 7 仕様書3（5）の業務内容

（作成注）

エネルギー消費量データの整理及び地方公共団体への提供方法の検討について、留意するポイント等を具体的に提案すること。

（※）A4版3枚以内。

2. 8 仕様書3(6)の業務内容

(作成注)

地方公共団体との意見交換会の設置・運営について、留意するポイント等を具体的に提案すること。

(※) A4版3枚以内。

2. 9 追加的業務の提案

(作成注)

本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。

(※) 各提案ごとにA4版1枚以内とする。

3. 業務の実施計画

(作成注)

仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

時 期	内 容

(※) A4版1枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

業務の実施体制について、業務内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定業務従事者の氏名を記載し、選任した理由を併せて記載すること。

また、共同事業実施や再委託等の体制を予定している場合には、具体的な体制、役割分担等を記載すること。

(※) A4版1枚以内とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(作成注)

業務に従事する者の類似業務（地方公共団体実行計画に関する業務、環境に配慮した再エネ導入に係る合意形成に関する業務、再エネに係るゾーニング等に関する業務）の実績、本業務に関する能力の資料、資格等を明示すること。

また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏名		生年月日	
所属・役職		経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）	
		年（年）	
専門分野			
所有資格			
経歴（職歴／学位）			
所属学会			
類似業務の実績			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況（年 月 日現在 件）			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月～ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野

5. 組織の実績

(作成注)

過去に類似業務（地方公共団体実行計画に関する業務、環境に配慮した再エネ導入に係る合意形成に関する業務、再エネに係るゾーニング等に関する業務）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②今まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無 :

認証の名称 : (認証期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日)

注 1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注 2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

（現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合）

過去に受けていた認証の名称 :

(認証期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日)

現在の環境マネジメントシステムの名称 :

注 1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注 2 証明書および規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無 :

認定等の名称 : (認定段階 :)
(計画期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日)

注 1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が 100 人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注 2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 5 項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。

注 3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注 4 本社等において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

注 5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付すること。

8. 企業等の賃上げの実施

賃金引上げ計画を表明しているか：

本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合 3 %、中小企業等（※1）（※2）の場合 1. 5 %）以上とする旨を「従業員への賃上げ計画の表明書」（写しで可）により表明した（※3）（※4）場合、加点することとしている。また、提出された表明書で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、事業年度については法人事業概況説明書、暦年については給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに環境省大臣官房地域政策課<chiiki_keiyaku@env.go.jp>へ提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は「従業員への賃上げ計画の表明書」裏面の（留意事項）を確認すること。

※1 「中小企業等」とは、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 66 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項に規定される、資本金等の額等が 1 億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

※2 「中小企業等」に該当する法人は、「従業員への賃上げ計画の表明書」とともに前年度の法人税申告書別表 1 を提出すること。

※3 対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる様式が異なるので留意すること。

※4 「従業員への賃上げ計画の表明書」の様式は環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>「総合評価落札方式における賃上げ表明様式等」に掲載する。（http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html）

令和5年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務に関する提案書の評価基準表

(別添5)

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0 仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-	-	-	-
1 業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	5	5	-	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	-	-	-	-
2 業務の実施方法										-	-
2.1 仕様書3(1)アの業務内容		地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項に関する具体的な設定手法及び地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する参考様式等の充実を図るためにマニュアル(促進事業編)の改定方針や、地方公共団体の取組状況の整理について、留意するポイント等を具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	①地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項に関する具体的な設定手法の検討や参考様式の充実について、効果的かつ効率的な提案がされているか。 ②地方公共団体の状況把握について、網羅的であり効果的かつ効率的な手法が提案されているか。 ③ヒアリングを行う有識者や地方公共団体についての提案があり、効果的な提案となっているか。			
2.2 仕様書3(1)イの業務内容		主にJ-クレジット等排出量取引の温室効果ガス排出量への反映方法や温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の改正内容を中心として、マニュアル(区域施策編)の改定方針について、留意するポイント等を具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	①国における温室効果ガス排出量に関する制度等の現状について整理されており、効果的なマニュアル反映がなされる提案となっているか。 ②区域施策編における排出量取引の反映方法について、より実数に近い算定が可能な手法となっているか。 ③ヒアリングを行う有識者や地方公共団体についての提案があり、効果的な提案となっているか。			
2.3 仕様書3(1)ウの業務内容		温対法施行令第三条の改正に関する検討について、留意するポイント等を具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	①地方公共団体の実態や国の温対法施行令第三条の改正検討について、効果的かつ効率的な提案内容となっているか。 ②ヒアリングを行う有識者や地方公共団体についての提案があり、効果的な提案となっているか。		-	
2.4 仕様書3(1)エの業務内容		どのように地方自治体による地域脱炭素施策の策定・実行の促進について整理し、マニュアル(区域施策編)等へ反映するのかについて、留意するポイント等を具体的に提案すること。	必須	15	5	10	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	小規模地方公共団体でも実施可能である実効的な施策及び優良事例について、効果的に整理する提案となっているか。		-	
2.5 仕様書3(1)オの業務内容		マニュアル改正案等の作成における方針について、留意するポイント等を具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	①マニュアル改定案について、平易な文章や用語、図表の活用、用語集の添付などによる読みやすさの確保に十分配意するとともに、概念や考え方を示すなどの創意工夫がなされているか。 ②マニュアル改定に当たり閲覧性・視認性の向上について効果的な提案となっているか。			
2.6 仕様書3(2)(3)(4)の業務内容		「都道府県別及び市町村別の二酸化炭素排出量の現況推計」、「運輸部門(自動車)CO2排出量推計データの令和4年度分の推計等」、および「自治体排出量カーネル」の活用促進のためのデータ修正・更新に係る方針について、留意するポイント等を具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	エネ起CO2及び非エネ起の廃棄物分野以外の分野の現況推計及び自治体排出量カーネルへの反映について、効果的かつ効率的な提案となっているか。		-	
2.7 仕様書3(5)の業務内容		エネルギー消費量データの整理及び地方公共団体への提供方法の検討について、留意するポイント等を具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	①都道府県・市町村別のエネルギー消費データから、部門別のCO2排出量を推計するためのポイント・留意点を踏まえた具体的な提案がなされているか。 ②地方公共団体へのデータの提供手法や活用方法の説明について、効率的かつ効果的なものとなっているか。			
2.8 仕様書3(6)の業務内容		地方公共団体との意見交換会の設置・運営について、留意するポイント等を具体的に提案すること。	必須	5	5	-	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	-		-	
2.9 追加的業務の提案		本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	5	-	5	-	提案に係る追加的業務が具体的であり、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものであるか。		-	
3 業務の実施計画		仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめる。	必須	10	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	①作業進行予定表が効率的で確実性があるか。 ②情報収集及び情報の分析・整理について作業スケジュールが個別に詳細かつ明確に示されているか。			

4 業務の実施体制										—	—
4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、業務内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定業務従事者の氏名を記載し、選任した理由を併せて記載すること。 また、共同事業実施や再委託等の体制を予定している場合には、具体的な体制、役割分担等を記載すること。	必須	20	10	10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 共同事業実施や再委託等の体制を予定している場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。	—	—		
		任意	25	—	25	—	従事者に本業務の類似業務(地方公共団体等の温暖化対策または地域のエネルギー対策に関する業務)等の実施実績があれば可(5点)とし、以降は件数、内容に応じて加点する。	—	—		
4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務(地方公共団体実行計画に関する業務、環境に配慮した再エネ導入に係る合意形成に関する業務、再エネに係るゾーニング等に関する業務)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	必須	5	5	—	本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	—	—	—	—	
5 組織の実績	過去に類似業務(地方公共団体実行計画に関する業務、環境に配慮した再エネ導入に係る合意形成に関する業務、再エネに係るゾーニング等に関する業務)の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	25	—	25	—	過去に類似業務(地方公共団体等の温暖化対策または地域のエネルギー対策に関する業務)の実績が2件以上あれば可(5点)とし、以降は件数、内容に応じて加点する。	—	—	—	
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコストージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載とともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載とともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	—	5	—	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つあれば加点(5点)。	—	—	—	
7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載とともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	—	5	—	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	—	—	—	
8 企業等の賃上げの実施(事業年度(又は暦年)における賃上げ)	賃上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賞金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賞金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。	任意	10	—	10	—	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。	—	—	—	
技術点 小計 200 70 130 価格点 100 総計 300										加点合計 基礎点 価格点 総合評価点	70

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、準良:2点、可:1点、不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

(別添6)

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度、エコ・ファースト制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES) 等